

復興News 陸前高田

＜第52号＞
平成30年12月発行
陸前高田市復興局

ニュース② 平成29、30年度の陸前高田市の復興の軌跡をご紹介します② 《平成30年度は気仙小学校、今泉保育所が完成予定》



気仙小学校
平成30年度の3学期から使用開始予定
(平成30年11月時点)



今泉保育所
平成30年度完成予定
(平成30年11月時点)



気仙川水門
平成31年度完成予定
(平成30年11月時点)



小友地区コミュニティセンター
平成30年3月完成
(平成30年11月時点)



只出漁港海岸
平成31年度完成予定
(平成30年11月時点)

ニュース③ 都市計画変更等に関する案の縦覧及び意見書の受付について

12月5日（水）発行の復興ニュース第51号でお知らせしました都市計画の変更等の縦覧及び意見書の受付を次のとおり変更します。お問い合わせは都市計画課（内線305）まで。

| 案 件 | 期 間 |
|--|--|
| 1) 景観地区、特定用途制限地域 | 縦覧・意見書受付 平成31年1月8日（火）～1月21日（月） |
| 2) 高田地区地区計画 | ① 原案について 平成31年1月8日（火）～1月21日（月） |
| | ② 案について 縦覧・意見書受付 平成31年2月1日（金）～2月14日（木） |
| 3) 景観計画、屋外広告物条例概要 | パブリックコメント 平成31年1月8日（火）～1月21日（月） |
| 縦覧・意見書受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く） | |
| 案の縦覧場所、意見書の提出先 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市役所3号棟1階 都市計画課 | |

ニュース① がけ地近接等危険住宅移転事業により住宅再建を考えている皆さんへ 《申請期限は平成30年度末となっておりますので、お早めにご相談ください》

がけ地近接等危険住宅移転事業とは

がけ地や津波浸水地などの災害危険区域から、災害危険区域指定後に自分で用意した安全な土地へ移転する際の移転にかかる費用（住宅ローンの利子相当額、危険住宅の撤去及び引越し費用等）を補助する事業です。

補助の対象になる方

東日本大震災発生時に浸水区域に住居していた世帯で、災害危険区域指定後に区域外の安全な土地に個別に住宅を移転する方です。

※ 次の場合は、補助の対象となりませんのでご留意願います。

- ① 高田地区・今泉地区土地区画整理事業区域内からの移転
- ② 災害危険区域指定前に工事の着工、住宅再建に係る一切の契約（建設工事、土地付建売住宅の売買契約）を行っていた場合（補助金の交付申請を行い、交付決定後に着手する必要があります）
- ③ 災害公営住宅や民間賃貸住宅（みなし仮設を除く）入居後に住宅再建を行う場合

補助金の額

| 区分 | 補助事業の内容 | 補助額 |
|-------|--|-------------|
| 除去費等 | 移転元地からの引越し、危険住宅除去（撤去費・動産移転費・跡地整備費等）に要する費用の実費分を補助 | 最大80.2万円 |
| 建設助成等 | 新たな住宅の建設・購入及び土地の購入・造成のためにローンを組んだ場合の利子相当額に対する補助 | 建物 最大457万円 |
| | | 土地 最大206万円 |
| | | 造成 最大59.7万円 |

補助申請手順



※ 「②申請」の前に、工事着手や住宅建築の契約をした場合は、補助の対象になりません。土地購入について利子補助を受ける場合も、土地売買契約前に申請が必要です。
※平成31年3月31日までに「④実績報告」を完了する必要があります。

その他の補助制度は、申請期限を延長する予定であり、決定後に改めてお知らせします。

問い合わせ先 復興局被災者支援室（内線435・436）

ニュース②

平成29、30年度の陸前高田市の復興の軌跡をご紹介します①

《平成30年度は交通広場が完成、保健福祉総合センターが完成予定》

